

**「清流の国ぎふ」PRのためのミナモを活用した
広報戦略・情報発信業務**

プロポーザル公募要領

令和6年2月5日

岐阜県清流の国推進部地域振興課

「清流の国ぎふ」PRのためのミナモを活用した広報戦略・情報発信業務 プロポーザル公募要領

本県では、県民のアイデンティティであり、自然豊かな岐阜県のブランドイメージでもある「清流の国ぎふ」を県内外に広く周知するために、様々なPRや県施策に係る啓発活動を実施しています。

本業務では、県内外に対してより一層の「清流の国ぎふ」ブランドの浸透を図ることを目的として、清流の国ぎふのマスコットキャラクターであるミナモを活用し、オフィシャルサイト「ミナモTV」や各種SNSを運用しながら、それらの媒体において受託者が提案する広報戦略を展開することで、効果的な「清流の国ぎふ」のPRを実施するものです。

については、本業務の実施にあたり、より効果的に事業を実施するための企画提案を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

「清流の国ぎふ」PRのためのミナモを活用した広報戦略・情報発信業務

2 業務内容等

別添仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託費の上限

11,469,700円（消費税及び地方消費税込み）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人若しくは法人以外の団体（以下「法人等」という。）であって、以下の①から⑧までの条件を満たすものとします。なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申込みを行うことはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載され、岐阜県内に本社（店）又は支社（店）、営業所等を有する者であること。
- ③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によ

ることとされる破産事件に係るものを含む。)

- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑥ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑧ 労働保険、厚生年金保険、健康保険に加入していること（加入義務のない者は除く）。

2 企画提案書の作成

事業の企画について、以下の項目を<様式1>に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

1 事業実施に係る基本方針及び企画提案内容<様式1>

下記の(1)～(4)について、仕様書4の各媒体ごとに記載すること。（仕様書5(1)①）

(1) 特性分析

【1】提案者が分析する各媒体のユーザー特性や性格等

【2】本業務で使用する各媒体（仕様書4）の、過去の投稿（運用）の内容や状況を見て、課題だと思う点や改善すべき点と考える点と、その理由

(2) 情報発信方針の作成（仕様書5(1)①ア）

(3) ミナモを活用し以下の(a)～(c)のいずれかの要素（複合案でも可）を満たした企画（各媒体ごとに1案以上。各媒体が連動したイベント等の企画でも可。）

（仕様書5(1)①イ）

(a) 「ミナモTV」及び各種SNSの新規閲覧者獲得のための企画

過去の投稿に対する反応を分析したうえで、SNSアプリケーションの各機能等を積極的に活用し、テーマに沿った投稿や流行を捉えた即時性の高い投稿など、コンテンツの充実を図りながら、新規閲覧者やアクセス数増加に繋がる効果的な企画。

(b) 「清流の国ぎふ」の県外認知度を向上させる企画

県外在住者に対して「清流の国ぎふ」の認知度を向上させるために、岐阜にゆかりのある著名人や作品を活用するなど、最も高い効果が得られる方法による戦略的な企画。

(c) 県民の郷土愛を高めるような参加型企画

地域資源や県内ローカル文化の情報を積極的に収集・活用し、参加型で、県民が一層「清流の国ぎふ」に愛着を持つような企画。

(4) 各媒体ごとの「PRに効果的な投稿回数（月ベース）」

（仕様書5(1)①ウ）

2 事業を実施する能力

(1) 提案者の経験・能力等

下記の項目に沿って記載すること。

- ① 経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
- ② 本事業に類する事業の実施実績（実績がある場合）
※事業を実施する上で、他の法人等と比較した優位性（過去の類似事業実績、責任者の経験・資格等）があれば記載すること。

(2) ア 全体スケジュール等

事業の全体スケジュールを記載すること。

※上記1(3)の各企画の実施に必要な作業についても、具体的なスケジュールを示すこと。

イ 業務の実施体制

業務にあたる運営スタッフの人員体制、他機関との連携体制を具体的に記載すること。

(3) 事業実施責任者

事業実施責任者の資格・経験・能力等を具体的に記載すること。

3 経費の見積り ※任意様式

次の項目を参考にして見積書（任意様式）を作成し、添付すること。

- ① 経費合計
- ② 経費内訳

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 公募要領等の公表・配布	令和6年2月5日(月)～2月27日(火)
② 公募要領等に関する質問受付	令和6年2月5日(月)～2月27日(火)
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和6年2月5日(月)～2月27日(火)
④ 企画提案書受付期間	令和6年2月5日(月)～3月5日(火)
⑤ プロポーザル評価会議	令和6年3月15日(金)
⑥ 審査結果の通知・公表	令和6年3月下旬 (予定)

(2) 公募要領等の配布時間・場所

- ① 配布日時 **令和6年2月5日(月)～令和6年2月27日(火)まで**
午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く)
- ② 配布場所 岐阜県庁ホームページ(「トップ」>「入札・公売」)
又は
岐阜県清流の国推進部地域振興課 地域プロモーション係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁7階)

(3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間
令和6年2月5日(月)～令和6年2月27日(火)午後5時15分まで
- ② 質問書提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を地域振興課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。
岐阜県清流の国推進部地域振興課 地域プロモーション係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号)
FAX 058-278-3530

電子メールアドレス c11143@pref.gifu.lg.jp

- ③ 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年2月29日（木）までに岐阜県庁ホームページ上にて公開します。
- ④ その他
 - ・説明会は開催しません。
 - ・来庁及び電話による質問は受けません。

(4) プロポーザル参加申込書の受付

- ① 受付期間
令和6年2月5日（月）～令和6年2月27日（火）午後5時15分まで
- ② 提出書類
 - ・参加申込書（別紙2）
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法
 - ・企画提案参加希望者は、②の提出書類を地域振興課まで持参又は郵送（必着）により提出してください。
 - ・受付は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）とします。
 - ・郵送の場合は、「配達記録郵便」等、配達記録が残るものとしてください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

- ① 受付期間
令和6年2月5日（月）～令和6年3月5日（火）午後5時15分まで
- ② 提出書類
 - ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式1＞
別添「委託業務仕様書」を参考に提案してください。
 - イ 見積書（様式任意、見積内訳書を含むこと）
 - ウ 企業等に関する書類
 - （ア） 企業等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式2-1＞
 - （イ） SDGsへの取り組みチェック表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式2-2＞
 - （ウ） 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）
 - （エ） 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（団体の場合は、同様の内容が分かる資料）
 - （オ） パンフレット等企業の概要が分かる物（ホームページの印刷可）
 - エ 誓約書・・＜様式3＞
- ③ 提出部数
10部（正本1部、副本9部）
- ④ 提出方法
 - ・地域振興課あてに持参又は郵送（必着）により提出してください。
 - ・受付は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）とします。
 - ・郵送の場合は、「配達記録郵便」等、配達記録が残るものとしてください。
《注意》不達を防止するため、配達記録が残る方法で送っていただいたうえで、届いているかどうかの確認を、当係まで電話にて行ってください。
(TEL 058-272-8197)
- ⑤ 提出先
岐阜県清流の国推進部地域振興課 地域プロモーション係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁7階)
- ⑥ その他
県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求め場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本業務におけるプロポーザル評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - カ 委託費の上限額を超える見積額の提案をした場合
 - キ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
 - ケ 公募要領に違反すると認められる場合
 - コ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- ② 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止
企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。
- ⑦ その他
 - ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
 - イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
 - ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
 - エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、本業務のプロポーザル評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を地域振興課に持参又は郵送（必着）により申し出てください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ② 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてください。

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された本業務のプロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）において行います。

なお、「評価会議」における評価は、評価項目及び評価内容（別記）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

① 開催時期 令和6年3月15日（金）

詳細については、後日、企画提案参加者に通知します。

② 開催場所

岐阜県庁（岐阜市藪田南2丁目1番1号）又は周辺施設

詳細については、後日、企画提案参加者に通知します。

③ 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション 20分間

評価会議の構成員からの質疑 10分間

④ 注意事項

- ・正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
- ・プレゼンテーションの出席人数は、1者あたり3名までとします。なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。
- ・プレゼンテーションの順番は、適正なプロポーザル参加申込を受理した順とします。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- ・プレゼンテーションに使用する資料は、事前に提出のあった企画提案書のみとし、プレゼン用ソフトの使用は認めません。

3 評価項目及び評価内容

別記「評価項目及び評価内容」のとおり

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者の選定

県は、上記の評価結果に基づき、「評価会議」の構成員ごとに各提案者の評価点の合計を比較し、「順位点」を付与します。提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付け、最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。

※順位点について

順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数を付与します。

2 複数の同得点者が生じた場合等の取扱い

順位点の合計で最も順位が高い者が複数者いる場合は、全ての構成員の評価点の合計が高い点の者を高い順位とします。順位点の合計と全ての構成員の評価点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とします。

なお、順位点の合計と全ての構成員の評価点の合計が同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。

3 提案者が1者または無い場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、評価点が基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに文書にて参加者に通知するとともに、以下の項目を岐阜県庁ホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）、価格点及び提案金額（提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません）
- ④ 「評価会議」の構成員の氏名
- ⑤ その他（最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合は、その理由）

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することがあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位が次に高い提案者と協議を行います。

最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。希望する場合は、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施にあたっては、関係法令を遵守する必要があります。

2 個人情報の保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙「仕様書」の別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

4 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとする。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」及び「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他契約に係る指名停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

また、令和6年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合であっても、県においては、その損害について一切負担しません。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁7階）

岐阜県清流の国推進部地域振興課 地域プロモーション係

TEL 058-272-8197（直通） 平日 8時30分～17時15分

FAX 058-278-3530

電子メールアドレス c11143@pref.gifu.lg.jp

別記

**「清流の国ぎふ」PRのためのミナモを活用した広報戦略・情報発信業務
評価項目及び評価内容**

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を1, 190点満点として採点し、評価会議構成員の採点数の合計で算出する。なお、評価会議構成員の評価点の平均が基準点(714点)以上(各構成員の総採点合計÷評価会議構成員数≥714)であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容	配点
1 事業実施に係る基本方針及び企画提案内容	910点
1 全体を通して、企画が各種SNS等を効果的に活用した情報発信となっており、「ミナモ」及び「清流の国ぎふ」のPRにつながる提案となっているか。	100点
2 <u>各媒体ごとに以下の(1)～(4)を満たす内容となっているか。</u>	Facebook (1) 20点 (2) 40点 (3) 40点 (4) 25点 計125点
(1) 特性分析 【1】当該媒体の特徴(ユーザーの特性や性格、機能等)が論拠を持って分析されているか。 【2】当該媒体の課題点や改善点を挙げたうえで、その理由が述べられているか。 (課題や改善点「無し」とする場合も、その理由が述べられているか。)	X (1) 20点 (2) 40点 (3) 50点 (4) 35点 計145点
(2) 情報発信方針 提案者が当該媒体を運用していくうえでの方針が示されているか。また、その方針は【1】及び【2】で述べた内容と整合性がとれているか。	Instagram (1) 20点 (2) 40点 (3) 50点 (4) 35点 計145点
(3) ミナモを活用し以下の(a)～(c)のいずれかの要素(複合案でも可)を満たした企画が提案されているか。 (各媒体ごとに1案以上。各媒体が連動したイベント等の企画でも可。)	LINE (1) 20点 (2) 40点 (3) 40点 (4) 25点 計125点
(a) 「ミナモTV」及び各種SNSの新規閲覧者獲得のための企画 過去の投稿に対する反応を分析したうえで、SNSアプリケーションの各機能等を積極的に活用し、テーマに沿った投稿や流行を捉えた即時性の高い投稿など、コンテンツの充実を図りながら、新規閲覧者やアクセス数増加に繋がる効果的な企画。	Youtube (1) 20点 (2) 40点 (3) 50点 (4) 35点 計145点
(b) 「清流の国ぎふ」の県外認知度を向上させる企画	(4) 35点 計145点

<p>県外在住者に対して「清流の国ぎふ」の認知度を向上させるために、岐阜にゆかりのある著名人や作品を活用するなど、最も高い効果が得られる方法による戦略的な企画。</p> <p>(c) 県民の郷土愛を高めるような参加型企画 地域資源や県内ローカル文化の情報を積極的に収集・活用し、参加型で、県民が一層「清流の国ぎふ」に愛着を持つような企画。</p> <p>(4) 「PRに効果的な投稿回数(月ベース)」について、(2)及び(3)に基づいた適切な回数が提案されているか。</p> <p>※仕様書5(1)①に示す「投稿回数(月ベース)の下限」を下回らないこと。</p>	<p>ブログ (1) 20点 (2) 40点 (3) 40点 (4) 25点 計125点</p>
<p>2 事業を適正かつ確実に実施する能力</p>	<p>280点</p>
<p>(1) 事業実施の能力 本事業に類する事業の実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。</p>	<p>80点</p>
<p>(2) 事業実施体制の確保等 業務のスケジュール(準備、実施期間等も含む)が適切であり、実施体制や危機管理体制は十分であるか。</p>	<p>55点</p>
<p>(3) 事業実施責任者の能力 事業実施責任者は、本事業に類する事業の実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。</p>	<p>55点</p>
<p>(4) 見積金額の妥当性 事業費の積算は提案された企画内容と整合し、適切なものであるか。</p>	<p>50点</p>
<p>(5) SDGsへの取り組み 「環境面への取り組み」(10点)「社会面の取り組み」(10点)「経済面の取り組み」(10点)といったSDGsの三側面への取り組みがなされているか。 ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「シルバーパートナー」に登録されているか。(5点) ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「ゴールドパートナー」に登録されているか。(10点)</p>	<p>40点</p>
<p>合計</p>	<p>1,190点</p>

※各項目の採点については以下の基準でおこなう

- 非常に満足…配点の100%
- やや満足 …配点の80%
- 普通 …配点の60%
- やや不満 …配点の40%
- 不満 …配点の20%